

議案第35号

三朝町水道事業給水条例の一部改正について

次のとおり三朝町水道事業給水条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成6年3月10日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成6年3月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町水道事業給水条例の一部を改正する条例

三朝町水道事業給水条例（昭和45年三朝町条例第46号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「及び材料の検査を受けかつ」を「を受け、かつ、」に改める。

第30条中第2号を削り、第3号を第2号とし、以下1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。